

資料4

避難実施要領のパターンの作成について

避難実施要領は、避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項や避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項、その他避難の実施に関し必要な事項を定めたものです。

武力攻撃事態等が発生し都知事から住民に対して避難の指示があったときは、市長は関係機関の意見を聴いて、「避難実施要領」を定め、住民等へ伝達するとともに、関係機関に通知しなければなりません。

このため、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくことで事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるよう備えておくものです。

今後の取り組みとして、大規模集客施設やターミナル駅など大規模な人的被害が想定される場所について、関係機関の協力を得ながら、避難パターンを作成していく予定です。

1 避難実施要領の策定について

武力攻撃事態等が発生し、国の対策本部長（内閣総理大臣）から総務大臣を経由し、都知事に対して避難措置の指示がなされ、都知事から要避難地域を管轄する市長を経由して当該地域の住民に対して避難の指示があった場合、市長は国民保護法（第61条）に基づき「避難実施要領」を定め、住民等へ伝達する。

2 避難実施要領のパターンとは

都知事からの指示に基づき、避難実施要領を定める際のモデルケースとなるものです。ケースとしては、突発的かつ局地的な事態の場合又は事態が広範囲にわたり、時間の経過によって当市への影響が懸念されるものなどがあげられます。

3 避難実施要領のパターン作成の今後の予定について

府中市において、事態発生の際、人的被害が大きいと思われる場所等について、その場所で予想される被害等を想定し、関係機関の協力のもと、避難実施要領のパターン作成を行う。